

# 中央市議会会議システム導入及び運用業務委託

## 仕様書

### 1 委託名

中央市議会会議システム導入及び運用業務委託

### 2 業務の目的

中央市議会（以下「本市」という。）では、中央市環境基本計画に基づいたゼロカーボンを見据えた取り組みのひとつとして、議会関連資料の電子化により紙資料、作業時間等を削減するとともに、議会運営の活性化、議会活動の効率化、用紙類や印刷費、作業時間等の削減を図るため、閲覧・管理を行うクラウド型のペーパーレス会議システム（以下「本システム」という。）を導入することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和12年1月31日まで

### 4 委託上限金額

5,294,300円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務内容

業務内容は下記を想定している。

#### （1）システムの導入

市の所有するタブレット端末、パソコン及び市で契約しているモバイル通信回線を利用し、「中央市議会システム導入及び運用業務委託システム機能要件確認書（別紙1）」に記載された機能を有する本システム上に会議資料を登録及び閲覧可能なシステムの導入

#### （2）初期設定の実施

本市に来庁のうえ、本市が既に調達済のタブレット端末（21台）へアプリケーションのインストールやアカウント設定による使用可能な状態への設定のほか、WEBブラウザを通じてパソコンから管理者システムへアクセス可能な状態にする設定の実施  
なお、初期設定を実施するタブレット端末の基本的な仕様は、次のとおりである。

- ・機種名 Apple iPad Pro 12.9 インチ
- ・モデル Wi-Fi + Cellular モデル (NTT ドコモ)
- ・メモリ 128GB

### (3) 操作研修会の実施

システムの導入及び初期設定の実施後、速やかに利用者及び管理者マニュアルを作成し、本市と協議したうえで1回あたり1時間30分程度の操作説明会を対面方式で実施。

### (4) 運用保守及びセキュリティの提供

サポート窓口を設置し、サービス全般の問い合わせに対する迅速な対応と、第三者による不正使用または情報漏えいに対するセキュリティ対策の提供

#### [共通事項]

業務に必要となるものはすべて受託者で手配、管理すること。

上記(4)は本システム導入後も継続支援とし、(1)から(3)までの業務内容は令和7年2月末までに完了すること。

## 6 業務の実施体制

受託者は、業務を円滑に進められるような適切な人員配置を行い、市と緊密に連携をとりながら業務を進めることとする。

## 7 成果品及び納入場所

本業務報告書 紙媒体2部及び電子媒体1部

提出場所 中央市役所 議会事務局(中央市臼井阿原301番地1)

## 8 委託料の支払条件

- (1)「5 業務内容の(1)から(3)」は、本市が業務の完了を確認した後、受託者からの請求に基づき、支払いを行う。
- (2)「5 業務内容の(4)」は、毎月末経過後に受託者から全アカウント分の総額のわかる請求に基づき、支払いを行う。併せて、内訳及び毎月末時点でのクラウドサービスのデータ使用量が確認できる一覧を添付すること。
- (3) 業務期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、適切なデータ保全措置をとり、発注者又は発注者の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。なお、引継ぎに係る費用一切は、受託者が負担すること。

## 9 個人情報保護

本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第75号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中央市条例第18号）に基づき、適正に取り扱うこと。また、受託者は本業務を履行するうえで、個人情報の漏えい等、安全確保のうえで問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、市に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について、直ちに報告すること。

## 10 その他

業務の目的を達成するために、市担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託者は協議のうえでこの指示に従うものとする。

受託者は、業務上知り得た情報について、許可なく外部に漏らしてはいけない。また、本業務終了後も同様とする。

業務の目的を達成するために、その他仕様書に明示されていない事項や疑義または作業等が生じた際には、双方協議のうえ決定する。